

奈良県安心・安全こども食堂認証制度事業実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、衛生面等の最低限の安全を確保する「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」を創設し、「こども食堂」の立ち上げと継続運営を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、奈良県内で運営されている「こども食堂」とする。ただし、子どもに無料又は低額（1食あたり200円程度を上限）で食事等を提供し、定期的に活動を実施していること。

(認証基準)

第3条 対象の「こども食堂」が取り組む安心・安全なこども食堂の運営に係る基準（以下「認証基準」という。）は、安心・安全なこども食堂運営のためのチェックリスト（別紙1）に記載の通りとし、その全ての必須項目に適合していることを要する。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとするものは、運営する「こども食堂」毎に奈良県安心・安全こども食堂認証申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 安心・安全なこども食堂運営のためのチェックリスト（別紙1）
- (2) その他知事が必要と認めたもの

(認証等)

第5条 知事は、前条の規定により認証の申請があったときは、提出された書類を確認するとともに、必要に応じて実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前条の申請の内容が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る「こども食堂」について認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象団体（以下「認証団体」という。）に対し、奈良県安心・安全こども食堂認証書（第2号様式）（以下「認証書」という。）及び認証した旨を示すステッカー（以下「認証ステッカー」という。）を交付するものとする。

4 知事は、前条の申請の内容が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る「こども食堂」に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。

(認証書の利用等)

第6条 認証団体は、活動を行う場合において、認証書及び認証ステッカーを参加者から見やすい場所に掲示するものとする。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

(変更の届出)

第8条 認証団体は、認証に係る事項に変更が生じたときは、奈良県安心・安全こども食堂認証事項変更届兼書換交付願（第3号様式）に、変更の事実を証する書類及び認証書を添えて、遅滞なく、知事に届け出るものとする。

(認証の更新)

第9条 認証団体は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の1か月前までを目処に、奈良県安心・安全こども食堂認証更新申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

(1) 安心・安全なこども食堂運営のためのチェックリスト（別紙1）

(2) その他知事が必要と認めたもの

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(調査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証団体を調査し、認証に係る別紙1の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(身分証明)

第11条 第5条第1項に規定する実地調査及び第10条に規定する調査を行う職員等は、顔写真、氏名が明記された身分を示すもの（県職員においては職員証）を携帯し、関係者の求めに応じて提示するものとする。

(認証事業者の責務)

第12条 認証団体は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 認証に係る別紙1の事項を誠実に実施し、その活動者に実施を徹底させること。
- 二 認証書及び認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- 三 知事等が行う認証団体に係る調査に協力すること。

(認証の廃止)

第13条 認証団体は、その認証団体を廃止したとき、又は認証の要件を満たさなくなったときは、奈良県安心・安全こども食堂認証廃止届（第5号様式）に、認証書を添えて、知事に届け出るものとする。

- 2 前項の届出をした対象団体は、遅滞なく、認証ステッカーの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。

(認証の取消し)

第14条 知事は、認証団体が認証の要件を満たさなくなったことを確認したとき、又は認証団体が本要綱に規定する行うべき事項を怠ったときは、当該認証団体に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象団体に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象団体は、遅滞なく、認証書を返納し、認証ステッカーの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。なお、認証団体が本要綱に規定する行うべき事項を怠ったことを取消事由とする場合、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

第3章 雑 則

(免責)

第15条 県は、「こども食堂」が認証を受けられなかったこと、認証団体が認証を取り消されたことによって、「こども食堂」又は「こども食堂」の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、県内のこども食堂の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。